

生活保護 の しおり

このしおりは、生活保護利用中に守らなければならない義務や、保護費の決定の仕組みについて書いています。お手元に保管し、必要なときに読み返してください。

岩国市福祉事務所（生活支援課） ☎0827-29-5071

令和7年4月改訂版

1 生活保護にはいくつかの約束やきまりごとがあります

生活保護法では、保護を利用している間、正当な理由なしに保護の内容が不利益に変更されたり、受けた保護費に税金がかかったり、また差し押さえられたりすることはありませんが、国民の権利としての生活保護を等しく・正しく行うため、いくつかの約束やきまりごとがあります。生活保護法は最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。生活保護の権利と義務をよく理解して生活の維持・向上への努力をしてください。

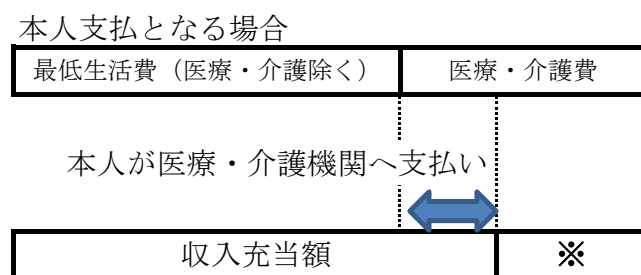
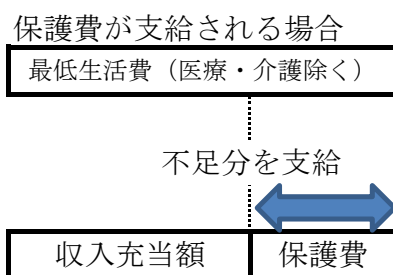
2 相談してください

あなたの収入と福祉事務所からの保護費とを合わせた額の範囲内で生活していただくことになりますが、あなたの生活に何か思わぬことがあったり、困ったことがあったときには、お金のことに限らず、何でも一人で悩まず、担当員に相談してください。

生活保護の中で解決できない場合でも、他の法律や制度、または施設などで何かあなたの役に立つようなものがないか、一緒に考えていきたいと思います。

3 保護費の決定について

生活保護はその世帯の人数・年齢などをもとに、国が定めた方法で計算した月ごとの最低生活費とその世帯の総収入を比較し、不足分を保護費として支給します。



※不足分を福祉事務所から医療・介護機関へ支給

- ☞ 毎月の給料や年に1度の電柱敷地料などは、原則受給した月の収入として一括認定します（毎月の給料は直近3ヶ月の金額を平均して認定することもあります）。
- ☞ 国民年金、厚生年金、企業年金などの年金は、次回受給月までに分割して収入として認定します。
- ☞ 児童手当（2ヶ月に1回）、児童扶養手当（2ヶ月に1回）は、次回受給月までに分割して収入として認定します。
- ☞ 借金も原則収入として認定することになります。ただし、公的な奨学金などは例外となる場合もありますので事前に担当員に相談してください。
- ☞ 定期的な仕事による収入は、収入額に応じて定められた金額（基礎控除）を差し引いた額を認定します。（基礎控除の金額は保護費が減額されません。）
- ☞ 高校生の就労収入については基礎控除とは別に20歳未満控除があるほか、修学旅行費や学習塾費、就労や早期の保護脱却のための経費として収入認定除外となる場合もあります。
- ☞ 月末に収入があり、すでにその月の保護費を支払っている場合は翌月以降の保護費で払い過ぎた保護費の調整や、銀行窓口等で払い過ぎた保護費を返還していただくことがあります。
- ☞ 小・中学校への入学を控えた子がいる世帯は3月に入学準備金が支給されます。
- ☞ 11月から翌年3月までの間（冬季）は、必要になる電気代等として、保護費が増額されます。（冬季加算）
- ☞ 12月から翌年1月にかけて保護を受給する方には年越しのお金として12月分の保護費が増額されます。（期末一時扶助）



4 生活上の義務

利用者の方は常に、能力に応じて働く、健康の保持及び増進に努める、支出の節約を図るなど、生活の維持向上に努める義務があります。

- ☞ 働く能力がある方は能力に応じた仕事に就き収入を増やす努力をしてください。



- ☞ 病院への通院をしている方は医師の指示に従い適切な通院や服薬をしてください。



- ☞ パチンコなどの遊興費やギャンブル、過度な飲酒などで生活を
圧迫しないよう計画的に生活保護費を使用してください。



5 届出の義務

利用者の方は収入、支出その他生計の状況や居住地、世帯の構成に変動があったときはすみやかに届け出る義務があります。次のようなときは必ず届け出てください。

- ☞ 仕事による収入および収入額の変動は必ず申告してください。

☆仕事をしている方は毎月の給料の申告はもちろんのこと、

賞与（ボーナス）があったときや退職金をもらったときも

漏れなく申告してください。



☆短期間の一時的な仕事の収入や高校生のアルバイト、内職、自営業や日雇いの
仕事による収入も申告してください。

- ☞ 仕事以外の収入であっても受給を開始したときや額に変動
があったときは必ず申告してください。

☆年金、傷病手当金、恩給、児童手当、児童扶養手当、

労働災害、雇用保険給付金、補償金、養育費、仕送りなど



☞ 臨時の収入や年に1度だけの収入であっても申告してください。

☆慰謝料、交通事故等の賠償金、入院給付金、漁業補償金、電柱敷地料、保険の割戻金や解約返戻金、借家やアパート等を退去する際の敷金の返還金、医療費や介護費の還付金、不動産・動産の売却益（インターネットオークション、ネットワークビジネス、パチンコの特殊景品などによる収入含む）、移転補償費その他の臨時的な収入 など

☞ 次のような生活状況の変化についても届け出てください。

☆家族の人数が増えたり減ったりしたとき

生活保護費は世帯単位で支給しているため、人数によって基準額も変わります。

☆入院や退院したとき、介護施設などに入所するとき

家での生活費と入院・入所中の生活保護費は基準額が違います。

また、長期間の入院・入所となる場合には家賃の扶助が支給でき



なくなる場合があります。

☆住所など連絡先が変更となったときや、長期にわたって家を不在にするとき

何度家庭訪問をしても不在の場合など、長期間連絡が取れないことが続くと生活保護が停廃止になる場合があります。また、居住実態がないにも関わらず保護を受け続けると不正受給となる場合があります。

☆海外へ渡航するとき

止むを得ず、海外へ行く場合は、その理由や期間などを事前に届け出てください。

渡航の目的、期間などによっては交通費及び宿泊費等を収入認定する場合があります。

☆障害者手帳をもらったときや障害者手帳の等級が変更となったとき

等級によっては保護費が増減する場合があります。（障害者加算）

☆妊娠や出産したとき（妊産婦加算）

保護費が増える場合があります。母子健康手帳を提示してください。

☆交通事故や傷害事件に巻き込まれたとき

医療費が生活保護での対応とならない（いったん生活保護費で医療費を支払ったとしても、あとで賠償金や慰謝料を受取った際に支払った医療費を返してもらう）場合があります。



☆社会保険に加入したとき

医療費の支払が生活保護と社会保険の併用になります。

☆家賃や地代・間代が変わったとき

家賃や地代・間代として支給している住宅扶助費の認定が変更になります。

☆高校を留年、中退、休学したとき

高校の就学費として支給している保護費を削除する場合があります。

その他、収入や生活の状況について変化があった際も届け出るようにしてください。必要な届出がされていないときは、増えるべき保護費が増えなかったり、逆に支払い過ぎた保護費を返還していただいたりすることがあります。実際と違う偽りの届けをするなど、正しくない方法で保護費を受けたときは、申し出により月々の保護費から一定額を差し引いたり、一定の率を上乗せして徴収したり、保護の停廃止となる場合もあります。また、刑法により罰せられることもあります。

なお、収入や資産については変動があった場合はもちろんのこと、なかった場合であっても定期的に収入申告書と資産申告書を提出していただくことになります。申告した方が良いか悩んだ際は、気軽に担当員まで御相談ください。特に収入については、事前に申告していれば基礎控除や20歳未満控除などの対象となり控除が受けられる場合でも、事後に発覚した際は全額が徴収の対象となることがあります。

6 指導・指示等に従う義務

福祉事務所では、利用者の方に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要なときは指示や指導をすることがあります。

たとえば次のようなときには指導・指示をする場合があります。

- ☞ 働く能力がありながら仕事をしておらず熱心な職探しもしていない場合
(就労指導)
- ☞ 働いてはいるが、仕事の内容や時間などが能力・生活状況などに見合っておらず、稼働能力の活用が十分でないと認められる場合（増収指導）
- ☞ 病状の把握が必要だが医療機関への通院がない場合
(検診命令)
- ☞ 自動車の所有・使用が認められていないにもかかわらず、所有や使用していることがわかった場合



自動車について

☆生活保護では自動車の所有や使用は原則認められません。また、他人名義の自動車の使用であっても同様です。（障害者の通勤や定期通院、公共交通の利用が著しく困難な地域の方の通勤や定期通院など、例外となる場合もありますが、いずれの場合も担当員まで相談の上、決定を受けてください。）



- ☞ 暴力団員であることが判明した場合

☆暴力団対策法で定められた暴力団員については生活保護を申請されても原則生活保護が適用されません。

このほかにも、必要に応じて指導や指示をすることがあります。
守っていただけない場合には、『指示等に従う義務』の違反として生活保護を停廃止することがあります。

7 保護費の返還について

次のような場合には支給した生活保護費を返していただく場合があります。なお、「支給した生活保護費」とは実際に金銭で支給した生活保護費に加え、医療費や介護費として福祉事務所から直接、病院や事業所などに支払った費用も含まれます。

☞ 活用できる資産がありながら保護を受けた場合

☆急迫の場合等により自動車や保険の解約返戻金、土地・家屋などの資産があるにもかかわらず保護を受けた場合

☆年金・手当などを遡って受給したときや、交通事故の賠償金や遺産相続によりお金を受取った場合

☞ 不正に保護を受けたとき

☆収入があるのに申告しなかったり、偽りの申告をして不正に保護を受けたりした場合

繰り返しになりますが、不正受給が発覚した場合には不正に保護を受けた金額に一定の率を上乗せした金額を徴収したり、保護の停廃止となる場合もあります。また、刑法により罰せられることもあります。

8 病気になったとき

☞ 病院で診療を受けられるときは生活支援課か、総合支所（支所）又は出張所にて「診療依頼書」の交付を受けてから病院に行ってください。なお、交付には受給者証兼医療依頼証（黄色いカード）が必要です。

☞ 病院は、原則として診療依頼書が使える近隣の医院・診療所・病院（指定医療機関）から選び、その窓口で診療依頼書を提出してください。

☞ 急病や夜間・休日の場合で診療依頼書の交付が受けられない場合は、受給者証兼医療依頼証（黄色いカード）のみを医療機関に提示し、後日、できるだけ早く生活支援課まで連絡してください。

- ☞ 病床数が200床以上の医療機関（岩国医療センター、医師会病院等）への受診は、紹介状がある場合や緊急その他やむを得ない場合、特定の診療科がその地域にその病院しかない場合などに限られます。
- ☞ 勤め先の社会保険等に参加している方は、受給者証兼医療依頼書（黄色いカード）とあわせて、社会保険の保険証も提示してください。
- ☞ マイナンバーカードを受給者証兼医療依頼（黄色カード）の代わりとして医療機関受診時に提示することも可能です（医療機関が医療扶助オンラインに対応しており、当該制度利用申し込み済みのマイナンバーカードを提示した場合に限ります）。
- ☞ DV加害者がマイナンバーカードを持っている、医療機関等に勤務しているなどの場合は、加害者に御自身の情報（医療情報や住所等）がオンライン上で閲覧されないようにする手続が可能ですので御相談ください。
- ☞ 一定の条件を満たす場合は通院の交通費が支給できる場合がありますので、相談してください。
- ☞ 治療材料（コルセット等）が必要な場合は、通常受診の手続と異なりますので事前に相談してください。
- ☞ 受診の頻度は主治医の指示に従ってください。必要以上に受診されている場合は受診回数の見直しなどを指導することがあります。
- ☞ 同じ病気で複数の医療機関への受診（重複診療）や複数の薬局での重複処方原則しないようにしてください。
- ☞ 病院がジェネリック医薬品（後発医薬品）を使えると判断した場合には、ジェネリック医薬品を使用してください。
- ☞ 高額なC型肝炎の新薬（ソバルディやハーボニー、マヴィレット配合錠等）の使用を希望する場合は、事前に担当員と相談してください。



- ☞ 自立支援医療や指定難病の医療費助成、被爆者健康手帳による医療費給付など、他の法律や制度により医療が受けられる人は、そちらの受給者証や手帳も医療機関に提示してください。

- ☞ 入院の際に患者の選択により個室を利用した場合の差額ベッド代は、生活保護の給付の対象外となります。



- ☞ 生活保護が停廃止になった際は、受給者証兼医療依頼証（黄色いカード）を生活支援課へ返却する必要があります。

9 保護が停止・廃止になるとき



- ☞ 収入の増加により最低生活費の基準を上回ったとき
- ☞ 最低生活費の基準変更により収入が最低生活費を上回ったとき
- ☞ 正当な理由がなく、訪問調査や検診命令、保護の目的達成に必要な指導指示に従わないとき

- ☞ 親族などに引き取られたとき
- ☞ 死亡したとき



- ☞ 警察に逮捕され、留置されたときや刑務所に収監されたとき
- ☞ 生活実態が不明（居所不明）となったとき



10 決定に疑問があるとき

正当な理由がないのに勝手に保護の内容を変更したり、保護を停止したりすることはありません。変更等があった場合は決定通知書により理由を通知しますが、もし、決定に疑問がある場合は遠慮なく担当員に聞いてください。

それでもなお、決定に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に文書で山口県知事に対し審査を請求することができます。決定を知らなかった場合でも、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。また、外国籍の方は保護の開始の申請が却下されたことを除いて審査請求はできません。

11 その他の援護

生活保護利用中は次の料金や税金が免除又は減額されます。

手続きが必要なものもありますので、担当員に相談してください。

- ☞ 国民年金保険料、市・県民税、固定資産税
- ☞ NHK放送受信料
- ☞ 保育料

12 保護費の支払方法

- ☞ 原則として口座振込による支払です。初回の支払や随時の支払の際は窓口（市役所、総合支所、支所）で支給することもあります。
- ☞ 支給日は原則として毎月5日です。ただし、支給日が土・日曜または祝日のときは、その前日に支払います。なお、窓口で受け取りのときには、受給者証兼医療依頼証（黄色いカード）が必要です。
- ☞ 窓口支給は市役所内の銀行が開いている時間帯（9：00～15：00）での支払いとなります。生活支援課窓口での手続もありますので、14：30までにはお越しください。（銀行の昼休み（11：30～12：30）の間は支給できない場合があります。）
- ☞ 介護保険料、家賃などは保険担当課や家主、業者に直接支払う場合があります。
- ☞ 住宅扶助の代理納付により家賃を市から直接不動産業者や家主に納付する場合も共益費については御自身で支払ってください。